

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使って意思を伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使う聴覚障害者にとっては、聞こえる人たちの音声言語と同様に情報獲得やコミュニケーションの手段として極めて重要なものであります。

しかしながら、我が国では長い間、聴覚に障害のある子どもたちに対する教育は、口話法が用いられ、ろう学校等における手話の使用は制約を受けてきました。

このような中、平成18年12月に国際連合総会において採択された障害者権利条約に「手話は言語」であることが初めて明記されました。これにより、手話が言語であることが、国際的に認知されたこととなります。

こうした動きを受け、我が国においても障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月、障害者基本法を改正し「言語（手話を含む。）」と明記しました。更に、同法第22条では、国及び地方公共団体に対して、障害者の意思疎通を仲介する者の養成等を含む情報のバリアフリー化に関する施策を講ずることなどが義務づけられました。

しかしながら、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に周知され、聴覚障害者が家庭・学校・地域社会などあらゆる場面で自由に使うことができ、さらには、言語として普及・研究していくためには、障害者基本法の改正だけでは十分でなく、より具体的な施策が盛り込まれた「個別法」の制定が急務であります。

よって、国においては、早急に「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月19日

埼玉県和光市議会

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	高市	早苗	様
文部科学大臣	下村	博文	様
厚生労働大臣	塩崎	恭久	様